

第111回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

場所 大阪市中央区城見一丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪
「鳳凰S」の間（2階）

書面およびインターネット等
による議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

昨年より、株主総会終了後の株主懇談会は、取り止めておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〈新型コロナウイルスに関するお知らせ〉

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。ご来場を検討されている場合は、感染予防のための措置（マスク着用、アルコール消毒、検温の実施等）にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内事項が生じた場合は、当社HPにおいてお知らせいたします。

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第111回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬額改定および譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
事業報告	17
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39

つばきグループの企業理念

つばきグループは、2017年の創業100周年を機に、私たちの「社会的使命」「目指すべき姿」「行動原則」を明確に表現・体系化した「TSUBAKI SPIRIT」を制定しました。



2020年6月11日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番3号

株式会社 椿本チエイン

代表取締役 大 原 靖
取締役社長

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、事前の議決権行使については、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区城見一丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪「鳳凰S」の間（2階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第110期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第110期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬額改定および譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

【推奨】書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

【推奨】インターネット等による議決権行使



4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に入力されたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時予定）

以上


-
- ◎資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>) においてお知らせいたします。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsubakimoto.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- インターネットによる議決権行使は、**2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで受付いたします。**
（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使いただきますようお願いいたします。）
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート
 **0120-652-031** [受付時間 午前9時～午後9時]

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



アクセス手順

① ウェブサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

●サイトのご利用にあたっては、「ログイン」による議決権行使についての説明が必要となります。ご了承ください。その際は必ずログインを完了してください。

② ログインする

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、ログインが完了したら完了です。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
●電子システムによる投票は、議決権行使期間中にのみ有効です。
●投票結果はメール本文に記載されています。

議決権行使コード

③ パスワードの入力

*** パスワード確認 ***

●パスワードを入力し、ログインが完了したら完了です。
●パスワードを入力する際は、必ずログインを完了してください。
●パスワードが不明の場合は、必ずパスワードを再入力してください。

パスワード

④ 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。

利益の配分に当たっては、株主重視の経営を目指す観点から、連結業績を反映した配当を基本方針とし、資金の状況、財務の状況等を総合的に勘案しながら連結配当性向30%を基準とした利益配分を目指してまいります。

上記の方針に基づいて、当期の期末配当金につきましては、連結業績を踏まえ、1株当たり60円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として1株当たり60円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株当たり120円となります。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、将来の事業展開等に充当させていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金60円

総額 2,220,516,780円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の地位	2019年度の取締役会出席状況
1	おさ 長 <small>いさむ</small> 勇 <small>再任</small>	男性	代表取締役 取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）	100% (14回中14回)
2	おお 大 <small>はら</small> 原 <small>やすし</small> 靖 <small>再任</small>	男性	代表取締役 取締役社長 兼 最高執行責任者（COO）	100% (14回中14回)
3	すず 鈴 <small>き</small> 木 <small>ただす</small> 恭 <small>再任</small>	男性	取締役	92% (14回中13回)
4	やま 山 <small>もと</small> 本 <small>てつ</small> 哲 <small>や</small> 也 <small>再任</small>	男性	取締役	100% (14回中14回)
5	こ 古 <small>せ</small> 世 <small>けん</small> 憲 <small>じ</small> 二 <small>再任</small>	男性	取締役	100% (14回中14回)
6	あ 阿 <small>べ</small> 部 <small>しゅう</small> 修 <small>じ</small> 司 <small>再任</small> <small>社外</small> <small>独立</small>	男性	取締役	100% (14回中14回)
7	あん 安 <small>どう</small> 藤 <small>けい</small> 圭 <small>いち</small> 一 <small>再任</small> <small>社外</small> <small>独立</small>	男性	取締役	100% (14回中14回)
8	きた 北 <small>やま</small> 山 <small>ひさ</small> 久 <small>え</small> 恵 <small>新任</small> <small>社外</small> <small>独立</small>	女性	—	—

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	おさ いさむ 長 勇 1949年1月20日 再任	1971年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員 2005年6月 当社取締役執行役員 2007年6月 当社取締役常務執行役員 2009年6月 当社代表取締役 取締役社長 2015年6月 当社代表取締役 取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) (現任) 【取締役候補者とした理由】 2009年6月から代表取締役を務めており、当社グループの戦略策定および経営の監督を適切に行っております。M&A案件を通じた事業拡大、機構改革に代表される変革等、マネジメント手腕を発揮し、当社を牽引しております。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	9,334株
2	おお はら やすし 大 原 靖 1959年7月20日 再任	1982年4月 当社入社 2008年7月 Tsubakimoto Singapore Pte. Ltd. 社長 2013年4月 当社社長室長兼経営企画センター経営企画室長 2013年6月 当社執行役員 2014年6月 当社取締役執行役員 2015年6月 当社代表取締役 取締役社長兼最高執行責任者 (COO) (現任) 当社欧州事業統括 2017年6月 当社グローバル営業統括 【取締役候補者とした理由】 2015年6月から代表取締役を務めており、当社グループの戦略策定および経営の監督を適切に行っております。入社以来、長く海外ビジネスに携わり、現地法人の社長を務めるなど、グローバルな視点での経営マネジメントに精通しております。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	5,647株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	すずき ただす 鈴木 恭 1955年12月1日 再任	<p>1978年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員 2006年6月 当社常務執行役員 2011年6月 当社取締役常務執行役員 2015年6月 当社グローバル自動車部品事業本部長兼同事業本部自動車部品事業部長兼同事業部エンジニアリング統括 2016年6月 当社取締役専務執行役員 2018年4月 当社自動車部品事業統括 2019年6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ・ TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. 取締役 ・ TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、トップマネジメントとして、自動車部品事業部門をはじめ様々な組織で経営手腕を発揮し、多数の海外現地法人の設立を含めたグローバル化を通じて当社の業容拡大に貢献してまいりました。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	9,078株
4	やまもと てつ や 山本 哲也 1955年3月29日 再任	<p>1984年4月 当社入社 2010年6月 当社執行役員 2011年6月 当社取締役執行役員 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2016年6月 当社本社部門統括 2017年10月 当社本社部門統括兼モーションコントロール事業部長 2018年4月 当社本社部門統括 2018年6月 当社取締役専務執行役員 2019年6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ・ U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、トップマネジメントとして、財務、経営企画等、本社部門全般に亘る豊富な経験を活かし、当社グループのコーポレート・ガバナンスおよび財務体質の強化、企業価値の向上に貢献してまいりました。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,465株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	古世憲二 1958年5月9日 再任	<p>1977年4月 当社入社 2013年6月 当社執行役員 2015年6月 当社上席執行役員 2017年4月 当社チェーン製造事業部長兼京田辺工場長 2017年6月 当社取締役上席執行役員 2018年4月 当社チェーン事業統括 2018年6月 当社取締役常務執行役員 2019年6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ・ツバキ山久チエイン(株) 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、トップマネジメントとして、製造、技術、商品企画等、多様かつ豊富な経験を活かし、当社グループの事業拡大、企業価値向上に経営手腕を発揮してまいりました。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	2,013株
6	阿部修司 1944年2月3日 再任 社外 独立	<p>1997年6月 ヤンマーディーゼル(株)（現 ヤンマーホールディングス(株)）取締役 1999年6月 同社常務取締役 2001年6月 同社専務取締役 2005年6月 同社取締役副社長 2007年6月 ヤンマー農機(株)（現 ヤンマーアグリ(株)）代表取締役社長 2009年2月 同社代表取締役社長を退任 2010年6月 ヤンマー(株)（現 ヤンマーホールディングス(株)）取締役副社長を退任 2013年6月 当社取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 モノづくり企業における経営者としての豊富な知識や経験を有しており、当社の「技術志向」「開発志向」「モノづくり志向」の3つのベースに対する的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	0株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	あん どう けい いち 安藤圭一 1951年11月5日 再任 社外 独立	2009年4月 (株)三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2010年4月 同行代表取締役兼副頭取執行役員 2012年3月 同行代表取締役兼副頭取執行役員を退任 2012年4月 新関西国際空港(株)代表取締役社長 2012年7月 同社代表取締役社長兼CEO 2016年6月 同社代表取締役社長兼CEOを退任 2016年6月 銀泉(株)代表取締役社長 2017年6月 当社取締役(現任) 2019年6月 銀泉(株)代表取締役社長を退任 (重要な兼職の状況) ・塩野義製薬(株) 社外取締役 ・(株)ダイヘン 社外取締役 【社外取締役候補者とした理由】 金融機関等における経営者としての豊富な知識や経験を有しており、財務、コーポレート・ガバナンスといった分野に対して的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	0株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	きた やま ひさ え 北 山 久 恵 1957年8月30日 新任 社外 独立	1982年10月 監査法人朝日会社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1986年3月 公認会計士登録 1999年5月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）パートナー（現任） 2013年7月 有限責任あずさ監査法人常務執行理事 2019年6月 日本公認会計士協会近畿会会長（現任） 2019年7月 有限責任あずさ監査法人専務役員（現任） 2019年7月 日本公認会計士協会副会長（現任） (重要な兼職の状況) ・有限責任あずさ監査法人 専務役員、パートナー ・日本公認会計士協会近畿会 会長 ・日本公認会計士協会 副会長	0株
		【社外取締役候補者とした理由】 長年の公認会計士としての経験から企業会計について高い専門性を有しており、日本公認会計士協会近畿会会長、日本公認会計士協会副会長などの要職を務めておられます。当社の経営に対して、専門的見地から、また客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の指名に当たっては、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会での検討を経た後、取締役会にて最終決定しております。
3. 北山久恵氏は、有限責任あずさ監査法人を2020年6月30日をもって退職する予定です。
4. 阿部修司氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であり、安藤圭一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、阿部修司氏および安藤圭一氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、本議案において両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で、上記契約を継続する予定であります。
6. 本議案において北山久恵氏の選任が承認可決された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
7. 当社は、阿部修司氏および安藤圭一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、本議案において両氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
8. 本議案において北山久恵氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役富田喜久男、碩 省三の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	せき しょう ぞう 碩 省 三 1948年1月1日 再任 社外 独立	1979年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）、御堂筋法律事務所入所 1986年4月 御堂筋法律事務所パートナー弁護士 2003年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員パートナー弁護士 2016年6月 当社監査役（現任） 2018年2月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士（現任） （重要な兼職の状況） ・弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー弁護士 ・ゼット(株) 社外取締役（監査等委員） ・中外炉工業(株) 社外監査役 【社外監査役候補者とした理由】 長年の弁護士としての経験から企業法務について高い専門性を有しており、経営を適切に監査いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、専門的見地から、また客観的かつ中立な立場から監査を行っていただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。	0株
2	かわ きき かず や 川 崎 加寸也 1962年7月20日 新任	1986年4月 当社入社 2003年4月 当社経営企画センター資金グループリーダー 2015年6月 当社経営企画センター財務部長 2019年6月 当社財務部長（現任） 【監査役候補者とした理由】 長年当社グループにおいて財務業務を担当し、財務および会計に関する豊富な知見を有していることから、当社監査役として適任であると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。	337株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 碩 省三氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
 3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、碩 省三氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、上記契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、碩 省三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、本議案において同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はやし こう し 林 晃 史 1959年9月18日	1990年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現 兵庫県弁護士会）） 北山法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）入所 2009年5月 神戸京橋法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）副所長 2012年4月 兵庫県弁護士会会長 2013年3月 兵庫県弁護士会会長を退任 2017年1月 弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長（現任） (重要な兼職の状況) ・ 弁護士法人神戸京橋法律事務所 代表社員所長 ・ (株)帝国電機製作所 社外取締役（監査等委員） 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 長年の弁護士としての経験から企業法務について高い専門性を有しており、当社の経営に対して、専門的見地から、また客観的かつ中立な立場から監査を行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 林 晃史氏が社外監査役に就任された場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
3. 本議案において林 晃史氏の選任が承認可決された後、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬額改定および譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月27日開催の第99回定時株主総会において、月額55百万円以内（うち社外取締役3百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、その後の経営環境および経済情勢等の変化を勘案し、コーポレート・ガバナンスをより推進する観点から、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役の報酬枠を見直し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

また、本制度導入に伴い、取締役に支給する報酬額を月額55百万円以内（うち社外取締役3百万円以内）から月額50百万円以内（うち社外取締役3百万円以内）に改めるとともに、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の報酬枠とは別枠で、年額60百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じません。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

譲渡制限付株式の付与のための報酬については、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

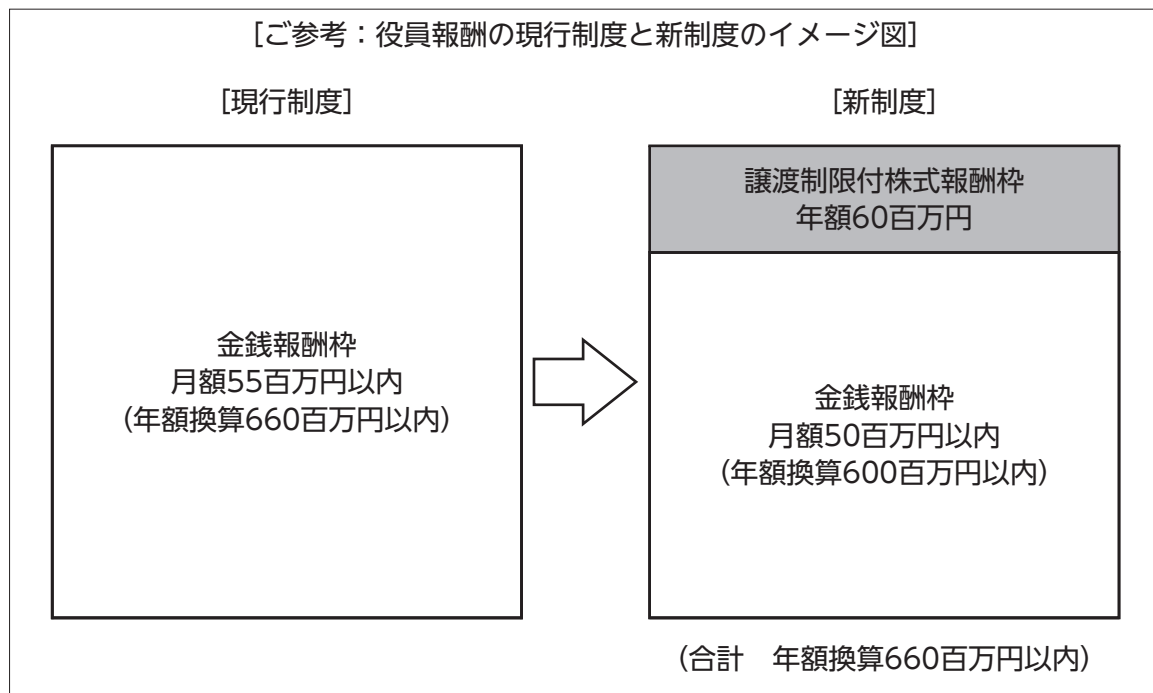
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。



以上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)における当社グループの事業環境は、海外においては、米中通商問題や英国のEU離脱問題などの不確定要素はあるものの、個人消費などを支えとして景気は概ね底堅く推移していましたが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大が地域経済に与える影響は大きく、先行きの不透明感が強い状況となりました。

わが国経済は、生産や輸出に弱さはあったものの、雇用・所得環境の改善などにより景気は回復基調にありましたが、米中通商問題をはじめとした地政学的リスク、消費税率引き上げに伴う消費の減少に加え、2月以降の新型コロナウイルス感染拡大などにより景気の後退局面に入りました。

このような状況のもと、当連結会計年度の受注高は2,293億94百万円(前期比2.1%減)、売上高は2,264億23百万円(同5.1%減)となりました。

損益につきましては、営業利益は161億46百万円(同25.9%減)、経常利益は166億98百万円(同22.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は115億76百万円(同16.0%減)となりました。

部門別の状況は、次のとおりであります。

(イ)チェーン事業部門

チェーン事業につきましては、日本国内におけるコンベヤチェーン、欧州におけるドライブチェーンやケーブル・ホース支持案内装置などの販売は堅調であったものの、日本国内におけるケーブル・ホース支持案内装置、米州や東アジア地域における各種チェーン商品の販売が低調であったことなどから、前期比で減収となりました。

以上により、チェーン事業の受注高は650億55百万円(前期比4.6%減)、売上高は655億71百万円(同6.7%減)、営業利益は84億6百万円(同18.3%減)となりました。

(ロ)精機事業部門

精機事業につきましては、日本国内におけるクラッチの販売が堅調であったものの、日本国内や中国における減速機、米州や欧州における各種精機商品の販売が減少したことなどから、前期比で減収となりました。

以上により、精機事業の受注高は226億65百万円（前期比10.2%減）、売上高は232億69百万円（同7.2%減）、営業利益は21億89百万円（同34.5%減）となりました。

(ハ)自動車部品事業部門

自動車部品事業につきましては、韓国やメキシコの拠点においてエンジン用タイミングチェーンシステムの販売が増加、欧州における同商品の販売が横ばいで推移したものの、日本、米国、タイ、中国の各拠点で同商品の販売が減少したことなどから、前期比で減収となりました。

以上により、自動車部品事業の受注高は708億95百万円（前期比10.2%減）、売上高は709億49百万円（同10.2%減）となりました。営業利益につきましては、売上高の減少に加え、生産能力増強に向けた設備投資の増加に伴う減価償却費の増加やプロダクトミックスの悪化などにより57億91百万円（同33.7%減）となりました。

(ニ)マテハン事業部門

マテハン事業につきましては、日本国内における物流業界向けシステムや新聞印刷工場向けシステムの販売が増加したことに加え、日本国内や中国での粉粒体搬送コンベヤ、米州における自動車業界向けシステムの売上が増加したことなどから、前期比で増収となりました。

以上により、マテハン事業の受注高は679億68百万円（前期比15.1%増）、売上高は638億60百万円（同4.1%増）、営業利益は6億47百万円（同60.6%増）となりました。

(ホ)その他部門

その他の受注高は28億10百万円（前期比2.1%増）、売上高は27億72百万円（同2.1%減）、営業利益は20百万円（前期は43百万円の営業損失）となりました。

部門別 受注高および売上高

部門 \ 項目	受注高	前期比	売上高	前期比
チェーン事業部門	65,055百万円	△4.6%	65,571百万円	△6.7%
精機事業部門	22,665百万円	△10.2%	23,269百万円	△7.2%
自動車部品事業部門	70,895百万円	△10.2%	70,949百万円	△10.2%
マテハン事業部門	67,968百万円	15.1%	63,860百万円	4.1%
その他部門	2,810百万円	2.1%	2,772百万円	△2.1%
合計	229,394百万円	△2.1%	226,423百万円	△5.1%

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は、減少を示しております。

(2) 対処すべき課題

(イ) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、世界各地での新型コロナウイルス感染拡大が国内外の経済に大きな影響を及ぼしていることなどから、先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは感染拡大防止策に最優先で取り組み、事業への影響を最小限に抑えるべく必要な対応を行ってまいります。また、「あるべき姿（グローバルトップ企業）」の実現に向けて、最終年度を迎えた「中期経営計画2020」の課題に引き続き取り組み、事業体制を強化するとともに安全・品質の向上を目指し、持続的成長へとつながる基盤を構築してまいります。

(ロ) 会社の対処すべき課題

「中期経営計画2020」に基づき、当社グループは、マーケット重視の企業文化への転換を図るため、世界5地域（米州、欧州、環インド洋、中国、東アジア）それぞれの市場（地域・業界）のニーズに合わせた新商品・新サービスの開発や、モノづくりを今後も進めてまいります。

また、グループ全体の成長を最重要課題とし、「事業グループ最適」から「つばきグループの総合力を発揮できる体制」へと変革してまいります。さらに、事業グループ間でのシナジーを追求し、グループ総合力を発揮することにより、グループ企業価値の向上を図ってまいります。

なお、事業別には、主として以下の課題に取り組んでおります。

まず、チェーン事業においては、欧州・中国市場でのシェア拡大に向けて販売および供給体制を強化するとともに、京田辺工場におけるモノづくり改革活動を推進してまいります。

次に、精機事業においては、新領域における新商品の具現化に向けた活動を展開するとともに、生産性改善活動の展開と効果検証を見据えたPDCAサイクルを確立してまいります。

さらに、自動車部品事業では、次世代ビジネスを見据えた新技術・新商品開発力を強化するとともに、エンジン用タイミングチェーンシステムでのグローバルシェアNo.1の維持とさらなるシェア拡大を図ってまいります。

そして、マテハン事業においては、物流業界向け・ライフサイエンス分野向けシステムにおいてグローバルでの販売活動を展開するとともに、2018年度に買収した米国子会社との協業体制をさらに強化してまいります。

また、安心・安全で天候に左右されない「自動化植物工場（アグリビジネス）」、災害時対応やスマート電力網の構築に寄与するV2X（Vehicle to Everything）対応充放電装置「eLINK®」、モノづくりのノウハウを生かした遠隔監視システムの「モニタリングビジネス」など、新規事業育成への取組みをスピーディに展開してまいります。

そのほかの課題として、事業の継続と社会的責任を果たすため、当社グループにおけるSDGs（持続可能な開発目標）の重要課題を抽出し、事業活動を通じた対応を推進してまいります。当社グループはこれまでも様々な付加価値商品の提供を通して、SDGsの諸項目に直接的、間接的に貢献を果たしてまいりました。今後はグループ全体として、どの目標に重点的に取り組むべきかを明確にし、それを経営戦略に落とし込んでいくことで、社会課題解決に向けた活動を加速させてまいります。

当社グループは、「モノづくり企業」としての事業基盤を強化すると同時に、モノづくりの枠を超えたソリューション提供を通じた社会貢献、株主価値向上を目指してまいりますので、株主の皆様には、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、総額143億88百万円の設備投資を行いました。

内訳といたしましては、生産設備の増強、合理化、更新を中心にチェーン事業部門32億20百万円、精機事業部門12億44百万円、自動車部品事業部門85億35百万円、マテハン事業部門13億71百万円、その他部門16百万円であります。

(4) 資金調達状況

当連結会計年度は、当社において、第9回無担保普通社債100億円の償還資金に充当するため、金融機関より80億円の借入による資金調達を行いました。

また、当社は、当社グループの資金の一元管理を実施するとともに機動的かつ効率的な資金確保を行うことを目的として金融機関と150億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第107期	2017年度 第108期	2018年度 第109期	2019年度 第110期
受 注 高 (百万円)	203,056	223,747	234,196	229,394
売 上 高 (百万円)	198,762	215,716	238,515	226,423
経 常 利 益 (百万円)	22,004	21,743	21,621	16,698
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,596	14,666	13,779	11,576
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	78.03	387.44	364.03	308.71
総 資 産 (百万円)	267,215	283,574	305,916	294,098
純 資 産 (百万円)	156,218	169,765	175,454	176,055
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	815.10	4,435.96	4,590.06	4,711.34

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第108期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算出しております。
4. 第109期から「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しており、第108期の数値につきましても遡及適用しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ツバキ山久チエイン株式会社	126百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
株式会社椿本バルクシステム	150百万円	100.0%	輸送機装置の製造販売
椿本メイフラン株式会社	90百万円	※100.0%	輸送機装置の製造販売
株式会社椿本マシナリー	139百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	33,500千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売および米国における事業支援
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	17,422千ユーロ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	2,600千ユーロ	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	202,000千パーツ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
椿本汽車発動機(上海)有限公司	20,692千人民元	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	29,500百万ウォン	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Mayfran International, Incorporated	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売
Conergics International LLC	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売の欧州等における事業支援

(注) ※印は、間接所有を含む比率であります。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、各種産業用チェーン、動力伝動装置および搬送装置の製造、販売を営んでおります。その主要製品を部門別に大別しますと、次のとおりであります。

部門	主要製品
チェーン事業部門	ドライブチェーン、小形コンベヤチェーン、大形コンベヤチェーン、トップチェーン、スプロケット、タイミングベルト、タイミングプーリ、ケーブル・ホース支持案内装置 他
精機事業部門	減速機、直線作動機、軸継手、締結具、クラッチ、電気式制御機器、機械式保護機器、モジュール 他
自動車部品事業部門	エンジン用タイミングチェーンシステム(カム駆動、補機駆動等)、トランスファー用チェーン、トランスミッション系オイルポンプ駆動チェーン 他
マテハン事業部門	物流業界向けシステム、ライフサイエンス分野向けシステム、新聞印刷工場向けシステム、自動車業界向けシステム、その他搬送・仕分け・保管システム、粉粒体搬送コンベヤ、金属切り屑搬送・クーラント処理装置、メンテナンス 他
その他部門	遠隔稼働監視関連ソフトウェア、V2X対応充放電装置、植物工場向け自動化システムおよび関連機器、ビルメンテナンス、保険代理業 他

(8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 北 区
東 京 支 社	東 京 都 港 区
大 阪 支 社	大 阪 市 北 区
名 古 屋 支 社	名 古 屋 市 中 村 区
京 田 辺 工 場	京 都 府 京 田 辺 市
埼 玉 工 場	埼 玉 県 飯 能 市
長 岡 京 工 場	京 都 府 長 岡 京 市
兵 庫 工 場	兵 庫 県 加 西 市
岡 山 工 場	岡 山 県 津 山 市

② 重要な子会社

名 称	所 在 地
ツバキ山久チエイン株式会社	東 京 都 港 区
株式会社樁本バルクシステム	大 阪 府 豊 中 市
樁本メイフラン株式会社	滋 賀 県 甲 賀 市
株式会社樁本マシナリー	大 阪 市 西 区
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	ア メ リ カ 合 衆 国 イ リ ノ イ 州
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	オ ラ ン ダ ド ル ド レ ヒ ト 市
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	ド イ ツ ノルトライン・ヴェストファーレン州
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	タ イ 国 チ ョ ン ブ リ 県
樁本汽車発動機(上海)有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	大 韓 民 国 チ ャ ン ウ オ ン 市
Mayfran International, Incorporated	ア メ リ カ 合 衆 国 オ ハ イ オ 州
Conergics International LLC	ア メ リ カ 合 衆 国 オ ハ イ オ 州

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
チェーン事業部門	2,723名	22名増
精機事業部門	971名	9名増
自動車部品事業部門	2,690名	158名減
マテハン事業部門	1,904名	23名増
その他部門	129名	7名増
全社(共通)	316名	12名増
合計	8,733名	85名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(常勤嘱託、シニア、パートタイマー、アルバイト、契約社員計794名を含む)であります。
 2. 上記従業員の状況には、執行役員は含んでおりません。
 3. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	11,023百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,624百万円
太陽生命保険株式会社	3,750百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 借入額には、借入先の海外現地法人からの借入を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 59,800,000株
(2) 発行済株式の総数 38,281,393株（自己株式1,272,780株を含む）
(3) 株主数 9,291名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
太陽生命保険株式会社	3,559千株	9.61%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	2,500千株	6.75%
日本生命保険相互会社	1,970千株	5.32%
椿本チェイン持株共栄会	1,412千株	3.81%
株式会社三井住友銀行	1,406千株	3.80%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1,238千株	3.34%
椿本興業株式会社	1,158千株	3.13%
三井住友信託銀行株式会社	849千株	2.29%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	796千株	2.15%
株式会社三菱UFJ銀行	712千株	1.92%

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式1,272,780株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
3. 持株比率は、自己株式1,272,780株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定および当社定款の規定に基づき、2019年10月31日開催の当社取締役会決議により、2019年11月5日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により840,000株（発行済株式の総数に対する割合は2.19%）の自己株式を総額3,200,400,000円で取得いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
長 勇	代表取締役 取締役会長 兼 最高経営責任者 (CEO)	
大原 靖	代表取締役 取締役社長 兼 最高執行責任者 (COO)	
鈴木 恭	取締役	TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. 取締役 TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE(THAILAND) CO., LTD. 取締役
山本 哲也	取締役	U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. 取締役
古世 憲二	取締役	ツバキ山久チエイン株式会社 取締役
矢嶋 英敏	取締役	
阿部 修司	取締役	
安藤 圭一	取締役	塩野義製薬株式会社 社外取締役 株式会社ダイヘン 社外取締役
富田 喜久男	常勤監査役	株式会社椿本マシナリー 監査役
田中 浩司	常勤監査役	ツバキ山久チエイン株式会社 監査役
碩 省三	監査役	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー弁護士 ゼット株式会社 社外取締役（監査等委員） 中外炉工業株式会社 社外監査役
内藤 秀文	監査役	内藤総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役のうち矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち碩 省三氏および内藤秀文氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の異動
- 就任 2019年6月27日開催の第110回定時株主総会において、田中浩司氏が監査役に新たに選任され、就任しました。
- 退任 2019年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、春名秀昭、川口博正の両氏は取締役を、また、小林 均氏は監査役をそれぞれ退任しました。
4. 当事業年度中の担当の異動
(2019年6月27日付)
- 当社は持続的な成長とさらなる企業価値の向上を目指し、従来以上に中長期の成長に向けた戦略策定のための議論を活発化し、業務執行に対する監督機能を強化することを目的とした経営機構の改革を行いました。その結果、当社は取締役が執行役員を兼務せず、特定の担当分野を持たない体制に移行しました。

大原 靖 グローバル営業統括を解嘱しました。
鈴木 恭 専務執行役員兼自動車部品事業統括を解嘱しました。

- 山本 哲也 専務執行役員兼本社部門統括を解嘱しました。
古世 憲二 常務執行役員兼チェーン事業統括を解嘱しました。
5. 当事業年度中の重要な兼職の状況の異動
- (2019年5月24日付)
取締役鈴木 恭氏は、TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.の取締役に就任しました。
- (2019年6月13日付)
取締役山本哲也氏は、U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.の社長を退任し、取締役に留任しました。
- (2019年6月21日付)
監査役田中浩司氏は、ツバキ山久チエイン株式会社の監査役に就任しました。
- (2019年6月25日付)
取締役安藤圭一氏は、銀泉株式会社の代表取締役社長を退任しました。
- (2019年6月26日付)
取締役安藤圭一氏は、株式会社ダイヘンの社外取締役に就任しました。
- (2019年7月1日付)
取締役古世憲二氏は、Tsubaki Kabelschlepp GmbHの取締役に退任しました。
- (2019年7月31日付)
取締役鈴木 恭氏は、椿本汽車発動機（上海）有限公司の董事長を退任しました。
6. 当社は、取締役矢嶋英敏氏、阿部修司氏および安藤圭一氏ならびに監査役碩 省三氏および内藤秀文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

7. 執行役員は下記のとおりです。(2020年3月31日現在)

氏名	地位および担当
川口博正	専務執行役員 精機事業統括 兼 同事業統括モーションコントロール事業部長
山本雅彦	上席執行役員 グループIT戦略担当 兼 情報システム・総務担当 兼 モニタリングビジネス担当
大槻忠宏	上席執行役員 パワトラ東アジア営業統括部長
木村隆利	上席執行役員 マテハン事業統括 兼 同事業統括マテハン事業部長
宮地正樹	上席執行役員 自動車部品事業統括 兼 同事業統括自動車部品事業部長
堺和伸光	執行役員 グループ環境推進担当 兼 埼玉工場長
藤井幸博	執行役員 株式会社椿本マシナリー代表取締役社長
熊倉淳	執行役員 開発・技術センター長 兼 同センター車載新商品開発室長 兼 アグリビジネス担当 兼 名古屋支社長
Kevin Richard Powers	執行役員 パワトラ米州営業統括 兼 U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. 社長
揚田利浩	執行役員 チェーン事業統括スプロケット製造担当 兼 パワトラ欧州営業統括
佐藤功	執行役員 自動車部品事業統括グローバル事業・マーケティング担当
丹山太	執行役員 マテハン事業統括マテハン事業部営業統括 兼 東京支社長
中村一智	執行役員 パワトラ中国営業統括
石田裕美	執行役員 人事・法務担当 兼 法務部長
岡本雅文	執行役員 財務・経営企画担当 兼 経営企画室長 兼 大阪支社長
井上幸三	執行役員 自動車部品事業統括技術・生産技術担当 兼 同事業統括技術部長
永井康詞	執行役員 チェーン事業統括 兼 同事業統括チェーン製造事業部長
明坂泰宏	執行役員 品質・安全衛生担当 兼 品質管理部長 兼 京田辺工場長

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	10名	309百万円
監査役	5名	57百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2008年6月27日開催の第99回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額55百万円、監査役の報酬限度額は月額8百万円とすることをご承認いただいております。
 3. 上記報酬等の額には、2019年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。
 4. 上記報酬等の額のうち、社外取締役3名、社外監査役2名の報酬等の合計額は33百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係 (2020年3月31日現在)

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	
取 締 役	安 藤 圭 一	塩野義製薬株式会社 株式会社ダイヘン	社外取締役 社外取締役
監 査 役	碩 省 三	弁護士法人御堂筋法律事務所 ゼット株式会社 中外炉工業株式会社	パートナー弁護士 社外取締役 (監査等委員) 社外監査役
監 査 役	内 藤 秀 文	内藤総合法律事務所	代表弁護士

(注) 重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	矢 嶋 英 敏	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
取 締 役	阿 部 修 司	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
取 締 役	安 藤 圭 一	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
監 査 役	碩 省 三	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会17回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。
監 査 役	内 藤 秀 文	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会17回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 63百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 66百万円 |

なお、当社の重要な子会社のうち、U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. (アメリカ合衆国)、TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. (オランダ)、Tsubaki Kabelschlepp GmbH (ドイツ)、TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、椿本汽車発動機(上海)有限公司(中華人民共和国)、Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. (大韓民国)、Mayfran International, Incorporated (アメリカ合衆国)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、収益認識に関する会計基準対応についての助言業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任することができるものとする。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生などにより適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任議案を株主総会に提案することができるものとする。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I.取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業理念として「TSUBAKI SPIRIT」を定め、これを実現するため、取締役・執行役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を構築する。
- ② 当社およびグループ会社は、取締役・執行役員・使用人に対して、倫理観、行動規範を明確にした「倫理綱領」を定め、研修等を通じた倫理意識の向上、周知徹底を図り、これらの活動を定期的に取り締役に報告する。
また、「倫理委員会」を設置して、倫理綱領違反の再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じて違反者に対する処分を決定し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、内部通報制度として「倫理ヘルプライン」等の相談窓口を設置し、「倫理綱領」に反する行為について当社およびグループ会社の使用人が相談、通報できる体制を構築する。
- ④ 当社およびグループ会社は、「内部統制規定」を定めるとともに「内部統制委員会」を設置して、組織的かつ継続的な全員参加活動として、事業遂行における法令および企業倫理遵守ならびにリスクマネジメントを行いながら、決算・財務報告の信頼性を確保するとともに、業務の効率化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存および管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規定を整備し、これに準拠して対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、継続的にリスク要因を抽出・把握するとともに、その損失の極小化を図る。そのため、「内部統制委員会」統括のもと、「グループリスク管理委員会」をはじめとする複数の委員会を設置するなど、リスク予防に重点を置いた諸施策を実施し、また、当社およびグループ会社への周知徹底を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や当社およびグループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役は、職務執行の状況を逐次報告・監督する。
- ② 当社は、取締役会に次ぐ重要な機関として戦略会議を開催し、当社およびグループ会社にかかる重要な事業戦略および経営方針等について、審議・決議・報告を行う。また、経営会議を開催し、経営状況、課題ならびに取締役会および戦略会議で決議・報告された事項を報告する。
- ③ 当社は、経営の透明性および客観性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を目的として、執行役員制度を導入する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業集団として業務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、規範、規則を関係会社管理規定類として整備する。
- ② グループ会社は、関係会社管理規定類に定める事項を当社に報告する。
- ③ 当社は、グループ会社の重要事項について、当社の取締役会または戦略会議で決議する。また、当社およびグループ会社は、グループ経営を強化するため、当社とグループ会社のトップが定期的に会議等を行い、経営目標の共有と経営課題の解決を図る。
- ④ 当社の内部監査室は、当社の監査役および会計監査人と適宜協議し、監査の効率的な実施に努め、当社およびグループ会社に対して内部統制、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、新たな課題に対して具体的な解決策を提示し、その後の改善状況を定期的に確認する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、当社の監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを任命する。当社の監査役は、必要に応じて監査役スタッフおよび内部監査室に対し業務の指示を行う。
- ② 監査役スタッフおよび内部監査室の独立性を確保するために、監査役スタッフおよび内部監査室所属の使用人の人事考課、人事異動等については当社の監査役の意見を聞くものとする。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役から指示を受けた監査役スタッフもしくは内部監査室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように配慮する。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等、必要に応じて報告する。また使用人は、その職務の執行に関する事項について当社の監査役の求めがある場合、速やかに報告する。
- ② 当社およびグループ会社の「倫理ヘルプライン」等内部通報制度の担当者は、通報内容を当社の監査役に報告する。
- ③ 当社は、内部通報制度等により監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

(8) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- ② 当社の社外監査役のうち1名は、弁護士または公認会計士の資格を有する人材を招聘する。
- ③ 当社の監査役の職務の執行に必要な費用については、当社が負担する。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

当社およびグループ会社は、「倫理綱領」に掲げる「反社会的勢力との絶縁」の方針に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として排除するための体制として以下のとおり整備する。

- ① 当社およびグループ会社は、当社の内部統制担当取締役または執行役員を不当要求防止の総責任者とし、各社の総務責任者がその対応にあたる。
- ② 当社およびグループ会社は、警察、顧問弁護士などの外部の専門機関および近隣の企業などとの情報交換などを通じ、反社会的勢力に関する情報の収集を日常的に行うほか、上記の各関係機関などとの連携強化および関係の緊密化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、倫理研修などを適宜実施し、反社会的勢力排除に向けた教育活動を行う。また、定期的に「企業倫理強化月間」などの啓蒙活動を実施し、取締役・執行役員・使用人の意識の向上を図る。

II. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制委員会」を設置し、当社グループの内部統制について、継続的に確認および必要な是正・改善を行っております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

内部統制を実効的なものとするため、当社およびグループ会社は、「企業倫理強化月間」および「倫理研修」を実施し、コンプライアンス（法令等遵守）の重要性について意識向上を図り、前記各種体制の徹底に努めております。

また、全社的なリスク管理のため、「内部統制委員会」統括のもと、「グループリスク管理委員会」をはじめ、企業倫理、情報セキュリティ、環境、品質、安全衛生等の委員会を設置しており、各委員会が連携を取りながら、「リスクマネジメント基本方針」に基づくリスク要因の抽出・把握と未然防止に重点を置いた諸施策を継続的に実施しております。

また、当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議等の重要会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるとともに、適宜、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から必要な報告を受けております。さらに、当社の監査役は、会計監査人と随時情報の交換を行い、内部監査部門と適宜協議することで、効率的な監査体制を構築し、課題や改善状況等の確認を行っております。加えて、当社は監査役スタッフを任命し、監査役が独自により実効的な監査が実施できる体制を確保しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	134,083	流動負債	67,081
現金及び預金	29,019	支払手形及び買掛金	17,374
受取手形及び売掛金	45,699	電子記録債務	9,656
電子記録債権	11,346	短期借入金	12,893
有価証券	3,965	1年内返済予定の長期借入金	4,246
商品及び製品	18,369	リース債務	381
仕掛品	12,268	未払法人税等	1,696
原材料及び貯蔵品	9,639	未払消費税等	487
その他	4,547	賞与引当金	3,952
貸倒引当金	△773	工事損失引当金	249
		受注損失引当金	367
		営業外電子記録債務	1,976
		その他	13,798
固定資産	160,015	固定負債	50,961
有形固定資産	118,579	社債	15,000
建物及び構築物	32,246	長期借入金	9,369
機械装置及び運搬具	38,982	リース債務	575
工具、器具及び備品	4,613	繰延税金負債	6,085
土地	37,513	再評価に係る繰延税金負債	5,001
建設仮勘定	5,224	役員退職慰労引当金	117
		退職給付に係る負債	13,529
無形固定資産	11,361	資産除去債務	430
のれん	2,773	その他	850
その他	8,587	負債合計	118,043
投資その他の資産	30,074	(純資産の部)	
投資有価証券	22,240	株主資本	175,873
長期貸付金	12	資本金	17,076
繰延税金資産	2,038	資本剰余金	13,563
その他	5,903	利益剰余金	149,487
貸倒引当金	△119	自己株式	△4,253
		その他の包括利益累計額	△1,513
		その他有価証券評価差額金	8,551
		繰延ヘッジ損益	17
		土地再評価差額金	△10,614
		為替換算調整勘定	1,178
		退職給付に係る調整累計額	△647
		非支配株主持分	1,695
		純資産合計	176,055
資産合計	294,098	負債及び純資産合計	294,098

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		226,423
売上原価		166,158
売上総利益		60,264
販売費及び一般管理費		44,118
営業利益		16,146
営業外収益		
受取利息	152	
受取配当金	1,010	
持分法による投資利益	44	
その他の営業外収益	711	
営業外費用		
支払利息	381	
為替差損	304	
その他の営業外費用	681	
経常利益		16,698
特別利益		
退職給付制度改定益	533	533
特別損失		
減損損失	419	
投資有価証券売却損	2	422
税金等調整前当期純利益		16,809
法人税、住民税及び事業税	4,853	
法人税等調整額	269	5,123
当期純利益		11,686
非支配株主に帰属する当期純利益		109
親会社株主に帰属する当期純利益		11,576

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	63,313	流 動 負 債	47,302
現金及び預金	6,579	支払手形	339
受取手形	2,705	電子記録債権	13,466
電記簿価	8,759	短期借入金	7,467
売掛金	22,441	1年内返済予定の長期借入金	14,816
有価証券	3,400	リース負債	3,200
商品及び製品	3,433	未払法人税等	56
仕掛品	6,795	未払費用	4,133
材料及び貯蔵品	3,173	前払費用	904
前払費用	443	関係会社短期貸付	363
関係会社短期貸付	134	倒引当金	119
倒引当金	3,885	賞与引当金	144
	1,600	工事損失引当金	1,938
	△38	その他負債	221
		負債合計	130
		固 定 負 債	41,660
固 定 資 産	144,196	社債	15,000
有形固定資産	69,211	長期借入金	8,000
建物	16,274	リース負債	139
構築物	1,246	長期未払金	30
機械及び装置	16,171	長期預り保証金	34
車両運搬具	65	資産除却負債	228
工具、器具及び備品	1,761	繰上り繰延税金負債	3,205
土地	31,421	再評価に係る繰延税金負債	5,001
建設仮勘定	2,270	退職給付引当金	9,990
		その他	30
		負債合計	88,963
無 形 固 定 資 産	670	(純資産の部)	
ソフトウェア	496	株 主 資 本	120,691
ソフトウェアの仮勘定	121	資本剰余金	17,076
	52	資本準備金	13,670
		その他の資本剰余金	12,671
投 資 其 他 の 資 産	74,314	利益剰余金	999
投資関係会社出資	20,474	利益準備金	94,198
関係会社長期貸付	41,310	その他利益剰余金	3,376
従業員長期前払費用	10,763	固定資産圧縮立金	90,821
倒引当金	8	別途積立金	8,564
	38	繰越利益剰余金	70,905
	1,766	自己株式	11,352
	△46	評価・換算差額等	△4,253
		繰上り繰延ヘッジ損益	△2,145
		土地再評価差額	8,451
		純資産合計	17
		負債及び純資産合計	207,509
資 産 合 計	207,509		

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		101,151
売上原価		79,292
売上総利益		21,858
販売費及び一般管理費		16,392
営業利益		5,466
営業外収益		
受取利息	50	
有価証券利息	0	
受取配当金	4,449	
受取手数料	1,555	
受取賃貸料	111	
その他の営業外収益	331	
		6,499
営業外費用		
支払利息	84	
社債利息	69	
賃貸収入原価	137	
為替差損	164	
その他の営業外費用	279	
		737
経常利益		11,229
特別利益		
退職給付制度改定益	533	533
特別損失		
投資有価証券売却損	2	
関係会社出資金評価損	1,420	1,423
税引前当期純利益		10,339
法人税、住民税及び事業税	2,449	
法人税等調整額	184	2,634
当期純利益		7,704

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社椿本チエイン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 芳 宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社椿本チエインの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社椿本チエイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社椿本チエイン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社椿本チエインの2019年4月1日から2020年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からの構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、グループ会社に係る重要な会議に出席し、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求め、または業務および財産の状況を調査いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行および運用についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社椿本チエイン 監査役会

常勤監査役	富	田	喜久男	Ⓢ
常勤監査役	田	中	浩司	Ⓢ
監査役	碩	省	三	Ⓢ
監査役	内	藤	秀文	Ⓢ

(注) 監査役碩 省三および監査役内藤秀文は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪府中央区城見一丁目4番1号

ホテルニューオータニ大阪「鳳凰S」の間（2階）

電話 (06) 6941-1111 (大代表)



- 交通のご案内
- JR大阪環状線「大阪城公園駅」より徒歩約5分
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」①番出口より徒歩約3分
 - JR大阪環状線・東西線・学研都市線「京橋駅」西口、京阪電鉄京阪本線「京橋駅」片町口より大阪ビジネスパーク（OBP）連絡通路（大阪城京橋プロムナード）経由徒歩約15分
- ◎午前9時より、☆印周辺に係員を配置いたします。
◎当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑等が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- お問い合わせ先 株式会社椿本チエイン 法務部
電話 (0774) 64-5300 (ダイヤルイン)

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りして
おりましたお土産は、取り止めとさせていただきます
です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。